

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2020年2月28日

**【計算期間】** 第14期 自 2018年10月30日  
至 2019年10月28日

**【ファンド名】** ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド

**【発行者名】** SBIアセットマネジメント株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 梅本 賢一

**【本店の所在の場所】** 東京都港区六本木一丁目6番1号

**【事務連絡者氏名】** 中村 慎吾

**【連絡場所】** 東京都港区六本木一丁目6番1号

**【電話番号】** 03-6229-0170

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年1月28日付をもって提出した有価証券報告書（以下、「原報告書」といいます。）において、監査報告書の業務執行社員名の記載もれが発生しておりました。当社では監査報告書のEDINET開示にあたっては、監査法人により提供される監査報告書ファイルを基に当社が電子データ化を行った後、双方での確認を経たうえで開示することとしておりましたが、今般の業務執行社員名の記載もれについてはこれを発見できずに提出に至りました。つきましてはこれを訂正し、監査報告書を正しいものに差し替えるため、本訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

当ファンドの監査報告書を差し替えます。

下線部\_\_\_\_\_が訂正箇所です。

（訂正前）

### 独立監査人の監査報告書

2019年12月4日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

（略）

（訂正後）

### 独立監査人の監査報告書

2019年12月4日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

石倉毅典\_\_\_\_\_

（略）

## 独立監査人の監査報告書

2019年12月4日

SBIアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石倉毅典  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの2018年10月30日から2019年10月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの2019年10月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。